

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和46年7月21日から同年8月1日まで

私が勤務していたA事業所は、昭和45年7月13日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、私も同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した。私は同事業所に46年7月31日まで勤務し、厚生年金保険料も同年7月分の給与から2か月分控除されている。

また、厚生年金保険の加入記録がある昭和46年6月の標準報酬月額は、給与から控除された厚生年金保険料に比べて低いことが分かった。

したがって、昭和46年7月21日から同年8月1日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらうとともに、同年6月の標準報酬月額を適正な額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ

れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、5万2,000円とされているが、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は当該期間において、6万4,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていること、及び申立人の給与の総支給額は、6万1,500円（当該額に見合う標準報酬月額は6万円）であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる昭和46年6月の支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が所持する給料支払明細書により、昭和46年7月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できること、及び申立人の退職時期に係る具体的な供述と、A事業所を退職直後に勤務したB事業所が発行した証明書の記載内容が一致することから判断して、申立人は、同年7月31日まで当該事業所に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、昭和55年3月に大学を卒業しその年の4月から国民年金に加入し、平成4年に結婚するまでの期間、すべて保険料を納付しているはずである。母親が加入手続をして加入当初の保険料を納付してくれており、2年間も未納とは考えられないので、調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市において、昭和57年11月26日に払い出され、55年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち55年4月から同年9月までの期間は、時効により、制度上、保険料の納付はできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、加入当初からの保険料を納付していたと申し立てているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続や保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の母親の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年4月まで
社会保険事務所(当時)から未納分の国民年金保険料の納付書が届いたので、平成11年5月ごろ、申立期間の保険料を郵便局で納付した。保険料の額は10万円ぐらいであった。社会保険事務所の案内どおり納付したのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から送付された未納分の国民年金保険料の納付書により、平成11年5月ごろ、申立期間の保険料を郵便局で納付したと申し立てているが、制度上、同年4月分の保険料の納付書はその時点では社会保険事務所から送付されることはないことから、一括納付したとする主張は不自然である。

また、申立期間の保険料を納付したとする郵便局の所在地についての申立人の記憶が曖昧であるため出金記録等の資料が入手できず、当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、このころ、事務処理の機械化が図られ、記録漏れ及び誤り等は考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年11月まで

私は、両親から「老後のために国民年金の保険料は支払いなさい。」と言われ、結婚後には、夫の会社からも「妻の分の年金は会社では入っていない。」と言われたので、独身の時から、申立期間についても途切れることなく国民年金に加入し、保険料を納めていた。申立期間当時、A市からB市に転居し、同市において、毎月来っていた集金人に保険料を納付していたので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号「*」は昭和46年10月4日に、A市で払い出され、申立人は、同年9月分の国民年金保険料を納付しているものの、同年10月1日に資格喪失している。その後、申立人が転居したB市において、申立人に対し、新たな同記号番号「*」が49年11月20日に払い出され、申立人は同年12月12日に任意加入被保険者資格を取得していることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の所持する国民年金手帳記号番号「*」の国民年金手帳を見ても、申立人はB市で昭和49年12月12日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、昭和49年度の国民年金印紙検認記録欄には、同年11月までは、「印紙不要」の押印がなされていることから、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

なお、申立人が昭和52年にB市から転居したC市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の二つの国民年金手帳記号番号「*」及び「*」は、重複のために、このうち同記号番号「*」が取消処理されていることが確認でき、申立人が所持するC市からの54年3月26日付けの文書「年金手帳の送付について」の内容とも合致することから、この時点で、申立人の国民年金手帳記号番

号が統合されたものと考えられる。

さらに、上記二つの国民年金手帳記号番号以外に別の同記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで
A社に昭和 57 年 4 月 30 日まで在籍し、同年 5 月 1 日から子会社の B社に移った。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 56 年 10 月 31 日に A社を離職し、同年 11 月 1 日に B社において資格取得していることから、申立期間において同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、B社は、昭和 57 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 56 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するとともに、同日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得し、57 年 5 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、申立人が昭和 57 年 5 月 1 日に A社から B社と一緒に移ったと供述する二人の同僚についても、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該同僚二人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は、上記の申立人と同様の記録状況となっていることが確認できる。

加えて、A社は、当時のことを確認できる資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 8 月 21 日から 15 年 7 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 1 日から 17 年 1 月 21 日まで

平成 14 年 7 月までは、標準報酬月額が 30 万円になっているが、同年 8 月から 17 年 1 月に退職するまでの期間の標準報酬月額が 20 万円以下になっている。しかし、以前の給与と変わりは無く、急に 20 万円以下に下がっているのはおかしいと思うので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否の判断を行うこととなる。

A 社及びその関連会社である B 社から提出された申立期間①及び②に係る賃金台帳によると、申立人の給与支給額は、いずれも 30 万円以上であるが、厚生年金保険料控除額は、1 万 780 円から 1 万 3,650 円であり、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A 社が保管する平成 14 年 9 月 18 日付け「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び 15 年 7 月 9 日付け「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、並びに B 社が保管する同年 7 月 9 日付け「健

康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び17年1月31日付け「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 9 月まで
高校卒業後、A社に入社し、会社から年金手帳を受け取った記憶がある。
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いため、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月 8 日まで、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、「A社は、平成 9 年に有限会社となった。それ以前は個人事業所であり厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 9 年 8 月 1 日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所となった記録は無い。

さらに、当時の同僚は、「A社の次に勤めた会社から年金手帳を受け取ったと思う。A社を退職後、社会保険完備の会社に勤めようと思い、次の会社を選んだ記憶がある。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年から35年まで

私は、10歳代のころからA社で働いていた。10年ぐらいい働いていた。当時の同僚は既に年配の方が多かったので、今では、私のことを聞くことはできないと思うが、間違いなく働いていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所における勤務期間、厚生年金保険の加入状況等について、記憶が曖昧であるところ、申立期間の一部において、他の事業所における厚生年金保険の被保険者記録(昭和26年2月12日から27年4月10日まで)が確認できる。

また、A社は、昭和30年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部については、当該事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、A社及び複数の元従業員に照会したが、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月5日から27年6月1日まで
② 昭和32年9月2日から33年11月24日まで

申立期間①は、AのB社で働いた。申立期間②は、CのD社で働いており、社員旅行でEに行ったときの写真もあるので、勤務していたことを証明できる。

また、申立期間①、②とも同僚の名前を記憶しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたことも覚えているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がB社における当時の勤務状況等を具体的に記憶していること、及び同社に勤務していた元従業員のうちの一人が、「申立人は、非常に仕事のできる人であり、よく覚えている。」と証言していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元従業員は、「私は、昭和26年9月に入社したが、厚生年金保険の加入は27年4月からとなっている。見習い期間があったかも知れない。当時、経理等の事務は、F社長の親族が担当していたと思うが、給料から厚生年金保険料が控除されていたかは覚えていない。」と証言しており、申立期間当時のB社は、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に全員を加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、B社は、既に廃業しており、当時の事業主、経理担当者及び申立人が名前を挙げた同僚は、既にその多くが死亡しており、存命中の者とも連絡が

取れないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、申立人がD社における当時の勤務状況を具体的に記憶していること、及び申立人が所持している当該事業所の社員旅行の写真から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社は、既に廃業しており、当時の事業主、経理担当者及び申立人が名前を挙げた同僚は、いずれも連絡が取れない上、聴取できた同僚は、「私は、申立期間後に入社しており、申立人のことを知らない。」と証言していることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人が一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚、及び申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。